

ガイドラインに関する諸課題の検討について

公益認定等委員会
令和6年5月17日

1 趣旨・背景事情

令和5年6月2日、経済財政担当大臣の下に設置された「新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議」が公益法人制度の改革について最終報告（以下「最終報告」という。）を発表した。これを踏まえ、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版」（令和5年6月16日閣議決定）等においても、民間による社会的課題解決に向けた公益的な諸活動を活性化し、「新しい資本主義」を実現する観点から現行公益法人制度を大幅に見直し、「公益認定法」の改正及び運用の改善を行うことで、民間公益活動を活性化することとされた。

以上を踏まえ、公益認定の審査基準であり、審査の基本的な考え方を示す「公益認定等に関する運用について」（公益認定等ガイドライン。以下「ガイドライン」という。）（注1）について、制度改正の趣旨の適切な発揮の観点から、財務規律やガバナンス等についての法令改正に伴う見直しに留まらず、現行ガイドラインにおける「予見可能性の向上」、「認定等に関する行政の判断のブレやばらつきの抑制」とともに、「事前の一律チェックから事後の重点的なチェックへの転換」を推進するため、ガイドラインを抜本的に見直す必要がある。

（注1）現行のガイドラインは公益認定等委員会が平成20年4月に作成し、同31年3月に最終改訂した。

2 検討課題の設定

最終報告において公益認定法の運用上の課題等が指摘されたことを踏まえ、法令改正に伴う変更事項に加え、ガイドラインに関する実務上の諸課題を整理した上で、順次検討する。

3 検討の体制と手順

令和7年4月の改正法施行に向けて、今般の制度見直し及び現行ガイドラインの諸問題について、都道府県、法人等の関係者の参画を得て、迅速に実務的かつ専門的な観点から具体的かつ集中的な検討を行う必要があるため、委員会の下に「公益認定等ガイドライン研究会」（以下「研究会」という。）を開催し、検討を進めることとする。

（1）研究会の構成

公益法人行政に関する学識経験者等（常勤委員3人、都道府県審議会委員2人、学識経験者4人、法人実務担当者2人 程度）に委員会委員長から参与を委嘱し、研究会を構成する。なお、委員は、必要に応じ、追加することができるものとする。

（2）委員会との関係、検討プロセス等

- 研究会は、公益認定等委員会事務局における検討状況を踏まえ、随時、対面（リモート参加可）、ウェブ会議、メール等の方法により開催する。
- 検討過程では、必要に応じ、学識経験者、法人関係者等から意見を聴取するとともに、幅広く国民の意見を聴く。

- 研究会は検討結果を踏まえ、ガイドライン改訂案を作成し、委員会に報告する。
- 会計基準に係る事項は、公益法人の会計に関する研究会における検討結果を尊重する。
- 研究会の議事録及び資料は、原則として公開する。

4 委嘱期間、スケジュール等

- 委嘱期間は、令和6年度中（令和7年3月31日まで）とする。
- 各法人、行政庁等への周知期間を考慮し、令和6年中のガイドライン改訂を目指す。
- 研究会の開催頻度は、概ね月1回とする。

（参考図）

